

関自旅二第21号の3
令和8年4月15日

一般社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

準特定地域における個人タクシー事業の参入枠等について

標記について、別添のとおり公示したので、貴団体においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

別添・・・・・・公示文

公 示

準特定地域における個人タクシー事業の参入枠等について

令和4年3月31日付け公示「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（以下、特例許可公示という。）に基づき、令和8年度における参入枠及び許可の申請の受付等について、下記のとおり定めたので公示する。

令和8年4月15日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. 令和8年度における参入枠 別紙のとおり

2. 申請の受付期間

- ①令和8年5月1日（金）から令和8年6月 1日（月）
- ②令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）
- ③令和9年1月1日（金）から令和9年2月 1日（月）

ただし、申請時点において、参入枠と同数の許可処分を既に行った営業区域においては、受付しない。

3. 処分の時期

原則、2. ①の申請に対する処分は令和8年8月末まで、2. ②の申請に対する処分は令和8年12月末まで、2. ③の申請に対する処分は令和9年4月末までに行うこととする。

附 則（令和8年4月15日 関自旅二第21号）

本公示は、令和8年度における許可申請について適用する。

附 則（令和8年8月6日 関自旅二第1530号 一部改正）

本公示は、令和8年8月6日以降の令和8年度における許可申請について適用する。

令和8年度における各営業区域での参入枠

都県	営業区域の名称	参 入 枠			
			内訳		
			令和7年度 参入枠の残余	特例許可公示 2. ①に係る参 入枠(令和8年 度配分)	特例許可公示 2. ②に係る参 入枠(令和8年 度配分)
東京都	特別区・武三交通圏	576	348	136	92
	北多摩交通圏	8	6	0	2
	南多摩交通圏	4	3	0	1
神奈川県	京浜交通圏	21	4	6	11
	県央交通圏	0	0	0	0
千葉県	千葉交通圏	16	12	2	2
	京葉交通圏	4	1	0	3
	東葛交通圏	6	6	0	0
埼玉県	県南中央交通圏	1	0	0	1
	県南西部交通圏	0	0	0	0
	県南東部交通圏	0	0	0	0
群馬県及び埼玉県	中・西毛交通圏	0	0	0	0
栃木県	宇都宮交通圏	4	3	0	1

準特定地域における個人タクシー事業の参入枠等について（新旧対照表）

改 正 後	現 行
公 示 準特定地域における個人タクシー事業の参入枠等について 令和４年３月３１日付け公示「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第４条第１項の許可の特例的な取扱いについて」（以下、特例許可公示という。）に基づき、令和８年度における参入枠及び許可の申請の受付等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和８年４月１５日 関東運輸局長 藤田 礼子 記 - 令和８年度における参入枠別紙のとおり - 申請の受付期間 ①令和８年５月１日（金）から令和８年６月 １日（月） ②令和８年９月１日（火）から令和８年９月３０日（水） ③令和９年１月１日（金）から令和９年２月 １日（月） <u>ただし、申請時点において、参入枠と同数の許可処分を既に行った営業区域においては、受付しない。</u> - 処分の時期 原則、２．①の申請に対する処分は令和８年８月末まで、２．②の申請に対する処分は令和８年１２月末まで、２．③の申請に対する処分は令和９年４月末までに行うこととする。 附 則（令和８年４月１５日 関自旅二第２１号） 本公示は、令和８年度における許可申請について適用する。 <u>附 則（令和８年８月６日 関自旅二第１５３０号 一部改正）</u> <u>本公示は、令和８年８月６日以降の令和８年度における許可申請について適用する。</u>	公 示 準特定地域における個人タクシー事業の参入枠等について 令和４年３月３１日付け公示「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第４条第１項の許可の特例的な取扱いについて」（以下、特例許可公示という。）に基づき、令和８年度における参入枠及び許可の申請の受付等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和８年４月１５日 関東運輸局長 藤田 礼子 記 - 令和８年度における参入枠別紙のとおり - 申請の受付期間 ①令和８年５月１日（金）から令和８年６月 １日（月） ②令和８年９月１日（火）から令和８年９月３０日（水） ③令和９年１月１日（金）から令和９年２月 １日（月） - 処分の時期 原則、２．①の申請に対する処分は令和８年８月末まで、２．②の申請に対する処分は令和８年１２月末まで、２．③の申請に対する処分は令和９年４月末までに行うこととする。 附 則（令和８年４月１５日 関自旅二第２１号） 本公示は、令和８年度における許可申請について適用する。